

別表 1

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 不服申立て年月日
1	平成26年度 諮問受理第74号	平成26年 5 月23日 付け大都計監第 147号	平成26年 1 月29日	①平成23年 8 月22日の大計監第188号の検査結果通知書の建物に対する、大阪市が保存している文書の全て。 ②〇〇に関する、平成23年 5 月27日の大計監第31号に関して、大阪市が保存している文書の全て。 ③平成25年 9 月30日の大都計監第280号の部分公開決定通知書の請求	都市計画局監察課	平成26年 4 月 7 日付け 大都計監第 7 号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 4 月23日
2	平成26年度 諮問受理第75号	平成26年 5 月23日 付け大都計監第 148号	平成26年 4 月 4 日	平成25年 9 月 3 日付大都計監第228号の情報提供で、平成24年度分の定期調査報告書を提出した建物所有者（管理者）の一覧表（住吉区）の内、4304より7738までの、建物（別紙）の定期調査報告書、とそれに関する情報	都市計画局監察課	平成26年 4 月18日付け 大都計監第23号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 4 月23日
3	平成26年度 諮問受理第76号	平成26年 5 月23日 付け大都計監第 149号	平成26年 3 月17日	大都計監第228号の情報提供の別紙の建物について、平成24年分の定期調査報告書「すでに公開請求し、決定された分はのぞく」、およびそれに関連する一切の情報	都市計画局監察課	平成26年 4 月 7 日付け 大都計監第 8 号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 4 月23日
4	平成26年度 諮問受理第77号	平成26年 5 月23日 付け大都計監第 150号	平成26年 1 月29日	平成26年 1 月27日の大都計監第533号と同じ請求を、別紙のセンター受付番号144から1977まで、担し205号は除くを、請求します。	都市計画局監察課	平成26年 4 月 7 日付け 大都計監第 6 号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 4 月23日
5	平成26年度 諮問受理第78号	平成26年 5 月23日 付け大都計監第 151号	平成26年 3 月24日	平成25年 9 月 3 日付大都計監第228号の情報提供で、平成24年度分の定期調査報告書を提出した建物所有者（管理者）の一覧表（住吉区）の内、1978～4270番の建物（別紙）の定期調査報告書と、それに関する情報	都市計画局監察課	平成26年 4 月 7 日付け 大都計監第 9 号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 4 月23日
6	平成26年度 諮問受理第140号	平成26年10月17日 付け大都計監第 726号	平成26年 9 月 3 日	平成23年 5 月13日に現地（〇〇の〇〇）に立入りを行って、建築基準法違反が確認できた本件所有者代理人から提出させた改善計画書と、同本件所有者に交付した違反建築物措置勧告の全て。	都市計画局監察課	平成26年 9 月17日付け 大都計監第603号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年 9 月19日

（注） （え）欄については、原則として不服申立人の記載のとおりとしている。

別表2

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 不服申立て年月日
1	平成26年度 諮問受理第92号	平成26年6月20日 付け大総務第e－75号	平成26年3月17日	①〇〇の防火管理者の解任届書と、それに関する一切の情報 ②〇〇の消防設備点検結果報告書と、それに関する一切の情報	消防局規制課	平成26年3月31日付け 大消規第2081号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年4月23日
2	平成26年度 諮問受理第93号	平成26年6月20日 付け大総務第e－76号	平成26年1月29日	大消規第1704号（平成26年1月27日）と同じ請求を、別紙の〇〇から〇〇までします。	消防局規制課	平成26年3月31日付け 大消規第2080号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年4月23日
3	平成26年度 諮問受理第94号	平成26年6月20日 付け大総務第e－77号	平成26年3月17日	御庁より情報提供の別紙の建物について、消防設備点検結果報告書「すでに公開請求し決定された分はのぞく」、およびそれに関連する一切の情報	消防局規制課	平成26年3月31日付け 大消規第2082号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年4月23日
4	平成26年度 諮問受理第95号	平成26年6月20日 付け大総務第e－78号	平成26年3月24日	平成26年3月12日付消防設備点検報告が必要な建物の情報提供（別紙）に記されている建物の消防設備点検報告書	消防局規制課	平成26年3月31日付け 大消規第2083号 公開 請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため	平成26年4月23日
5	平成26年度 諮問受理第96号	平成26年6月20日 付け大総務第e－79号	平成26年4月4日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙の「〇〇から〇〇」までします。	消防局規制課	平成26年4月18日付け 大消規第132号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年4月23日
6	平成26年度 諮問受理第97号	平成26年6月20日 付け大総務第e－80号	平成26年4月8日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙の「〇〇から〇〇」までします。	消防局規制課	平成26年4月18日付け 大消規第133号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年4月23日
7	平成26年度 諮問受理第98号	平成26年6月20日 付け大総務第e－81号	平成26年4月11日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙の「〇〇から〇〇」までします。	消防局規制課	平成26年4月18日付け 大消規第134号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年4月23日
8	平成26年度 諮問受理第99号	平成26年6月30日 付け大総務第e－99号	平成26年4月15日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙「〇〇から〇〇」までします。	消防局規制課	平成26年4月28日付け 大消規第184号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年6月10日
9	平成26年度 諮問受理第100号	平成26年6月30日 付け大総務第e－100号	平成26年4月17日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙（〇〇から〇〇）までします	消防局規制課	平成26年4月28日付け 大消規第185号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年6月10日
10	平成26年度 諮問受理第101号	平成26年6月30日 付け大総務第e－101号	平成26年4月18日	大消規第1704号（平成26年1月27日付）と同じ請求を、別紙（〇〇から〇〇）までします。	消防局規制課	平成26年4月28日付け 大消規第186号 公開請 求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるため。	平成26年6月10日

(注) (え) 欄については、原則として不服申立人の記載のとおりとしている。